

役員及び評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴翼会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 役員及び評議員が、その職務のため、理事会または評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 5,000 円

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。